

物理学専攻〔博士前期課程〕の修了要件に係る所要科目及び必要単位数等

専攻の教育に必要とする内容					
		科目区分	科目群		単位
必修	基礎的な内容	基礎科目	数理物質科学研究科共通	「数理物質科学コロキウム」	1
		専門基礎科目	物理学専攻共通	「物理学セミナー」	1
	専門的な内容	専門科目	物理学専攻共通 素粒子物理分野 宇宙物理分野 原子核物理分野 物性物理分野 プラズマ物理分野 宇宙史分野 加速器科学分野 材料物理分野	当該分野の「特別研究ⅠA」 当該分野の「特別研究ⅠB」 当該分野の「特別研究ⅡA」 当該分野の「特別研究ⅡB」	3 3 3 3
自由	その他 基礎的または専門的な内容	科目区分・科目群は問わない。		上記で修得した以外の物理学専攻の科目 上記で修得した以外の数理物質科学研究科共通科目群の科目 本研究科の他専攻の科目(要指導教員承認) 他研究科の科目(要指導教員承認) 大学院共通科目(要指導教員承認) 学群の科目(但し、物理学類の専門科目に限る。要指導教員の承認) ※但し、他研究科の科目、大学院共通科目及び学群の科目については計10単位まで。	16
合計単位数					30

<p>社会人特別選抜入学者(14条特例適用者)に係る履修上の注意</p> <p>大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。(大学院設置基準第14条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該分野の「特別研究ⅠA」「特別研究ⅠB」「特別研究ⅡA」「特別研究ⅡB」以外の科目の単位は、指導教員が必要と認めた場合、専攻会議の議を経て、所属研究室及び数理物質科学研究科の物理関係の研究室で夜間に行われる特論やセミナーの単位に置き換えることができる。</li> </ul>
<p>早期修了者に係る履修上の注意</p> <p>在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。(大学院設置基準第16条ただし書きの適用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた業績を上げたと認められた者は、所定の手続きにより認定を受けることによって、在学期間が2年未満でも修了することができる。</li> <li>・当該分野の「特別研究ⅡA」及び「特別研究ⅡB」(2年次対象)の履修を早期に認める。</li> </ul>
<p>外国人留学生に係る履修上の注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「数理物質科学コロキウム」の単位は、指導教員が必要と認めた場合、数理物質科学研究科共通科目群の「Science in Japan I」の単位に置き換えることができる。</li> <li>・「物理学セミナー」の単位は、指導教員が必要と認めた場合、数理物質科学研究科共通科目群の「Science in Japan II」又は本専攻の専門基礎科目「ナノ材料工学特論I」のいずれかの単位に置き換えることができる。</li> </ul>

<p>修了要件</p> <p>博士前期課程の修了要件は、大学院学則第41条第1項及び第2項に定めるところによるものとし、本研究科が専攻ごとに定めた所要科目を必要な単位数以上履修しなければならない。(数理物質科学研究科の教育に係る基本的な細則第10条抜粋)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本専攻の定める基準に基づき合計30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること</li> </ul>
---	---

(注)

1. 本表に掲げる単位数は、修了に必要な最小の数値を示す。
2. 原則として、同一授業科目名の単位を重複して修得することはできない。

(特記事項)

1. 平成24年度以前入学者については、当該入学年度の大学院便覧の修了要件における「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を、それぞれ「特別研究ⅠA及び特別研究ⅠB」「特別研究ⅡA及び特別研究ⅡB」に読み替えるものとする。
2. 平成24年度以前入学者については、指導教員が必要と認めた場合、当該分野の「セミナーⅢ」及び「セミナーⅣ」から2単位までを基礎科目に読み替えることができるものとする。
3. 平成25年度以前入学者については、「外国人留学生にかかる履修上の注意」における「物理学セミナー」に置き換える事ができる科目に、「ナノ材料工学特論I」を加えるものとする。
4. 改組後の授業科目については、上記「専攻の教育に必要とする内容」の自由科目の履修について記載されている「本研究科他専攻の科目」と同様、指導教員の承認を得て履修することができる。
5. 前述「4.」の履修にあたって、修得した(する)授業科目の内容が同様である場合は履修できない。指導教員及び学務委員に該当する全授業科目の授業概要を提示のうえ判断を仰ぎ、履修の承認を得ること。